

栃木県知事 福 田 富 一 様

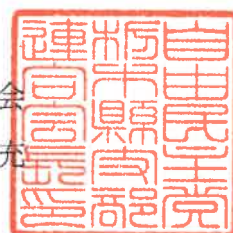
令和7年度当初予算に対する

要 望 書

令和7年1月24日

自由民主党栃木県支部連合会

会 長 茂 木 敏 充



とちぎ自民党議員会

会 長 岩 崎 信



趣 旨

我が国経済は、600兆円超の名目GDPや33年ぶりとなる高い水準の賃上げを実現し、成長と分配の好循環が動き始め、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。

こうした中、国は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージへの移行を確実なものとするため、昨年11月に事業規模39兆円程度となる「新たな総合経済対策」を取りまとめ、一般会計総額およそ13.9兆円の令和6年度補正予算を成立させた。

また、令和7年度予算に係る与党の「予算編成大綱」においても、国民一人一人が豊かさを実感できる成長型経済への転換を目指し、「力強い経済成長で賃金・所得を増やす」や「地方創生で新しい日本を創造する」など7つの柱に基づき、予算を重点配分するとしている。特に、取組が本格化して10年となる「地方創生」については「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、「地方創生2.0」として再起動させ、若者や女性にも選ばれる「楽しい地方」をつくることとし、今夏を目途に、今後10年間で集中的に取り組む「基本構想」が示されることとなっている。

本県としても、こうした国の動向を踏まえながら、喫緊の課題である人口減少問題の克服をはじめ、女性や若者の活躍推進、中小企業支援、災害対応力の強化など、デジタル技術を最大限に活用し、各種施策にスピード感を持って全力で取り組むことが重要である。

また、令和7年は団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護の需要の高まりを受けた医療・介護人材不足、後継者不足による廃業等、2025年問題と言われる課題への対応も予想され、福田知事におかれては知事6期目のスタートに際し、引き続き厳しい財政状況での舵取りとなるが、「誰もが未来に夢や希望を持てる栃木」、「豊かさと幸せを実感できる栃木」の実現に向けて、これらの課題に果敢に取り組み、具体的な成果を挙げることを大いに期待している。

とちぎ自民党議員会では、県民の付託に応えるため、特に重要な課題について「令和7年度当初予算に対する要望書」として取りまとめた。県においては、鋭意検討の上、それぞれの措置を講じられるよう強く要望するものである。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 人口減少・少子化問題の克服について

(1) 人口減少対策について

「とちぎ創生 15 戦略」の下、様々な施策に取り組んできたが、本県の総人口は、約 188 万人（令和 6 年 12 月）まで減少し、歯止めがかかっていない。

人口減少問題の克服に向けては、これまでの取組を検証し、課題を明らかにした上で、より効果的な施策を展開していく必要がある。

そのため、県内市町等と連携を図りながら、県がリーダーシップを発揮し、全県を挙げて人口減少対策に取り組むこと。

また、過疎化・高齢化が進む中山間地域の活性化に向けた地域づくり活動に対する支援を行うこと。

(重点事業)

○栃木県人口未来会議運営費	1,305
○魅力ある中山間地域づくり事業費	8,000

(2) 少子化対策について

県では、深刻さを増す少子化対策として、昨年 4 月に「栃木県こども未来推進本部」を設置し、「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」など、各種施策に取り組んでいるところであるが、本県の出生数は減少を続けており、合計特殊出生率は 1.19（令和 5 年）と全国平均を下回り過去最低を更新したことから、結婚支援、妊娠・出産に係る負担軽減、子育て環境の整備など、少子化対策に係る施策について総合的に取り組むとともに、より一層の推進を図ること。

また、少子化対策の推進に当たっては、専門的知見を活用するなど、戦略的に取り組むとともに、市町や民間企業団体等と連携し、オール栃木体制で少子化トレンドの反転を目指すこと。

(重点事業)

○縁結びムーブメント推進事業費	69,455
○笑顔輝くこども・子育て支援プロジェクト加速化事業費	1,054,894
○幼稚園運営費補助金	609,145

2. とちぎの未来創生に向けて

(1) 次期プランの策定について

令和7年度が計画期間の最終年度となる「とちぎ未来創造プラン」に続く次期プランの策定に当たっては、これまでの成果と課題をしっかりと捉えるとともに、市町や各世代の県民の声を十分に取り入れ、県議会とも議論しながら、県民一人ひとりが将来に夢や希望を持てるプランとなるよう検討を進めること。

(重点事業)

○次期プラン策定費

22,864

(2) 男女共同参画・女性活躍の推進について

男女が共に活躍できる社会を実現するため、G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合の成果を活かし、各分野における女性活躍推進施策を総合的に展開することで効果的な実現を図ること。

また、県内企業における就業環境の整備を推進するとともに、仕事と子育て介護等の両立や家事時間の削減等に資する支援を充実させること。

さらに、男女間における賃金格差の解消に向けてキャリア形成支援や柔軟な働き方の実現に向けた施策等を推進すること。

(重点事業)

○G7レガシー推進事業費（再掲）

86,694

(3) 魅力・活力あふれる地域づくりについて

コロナ禍を契機とした地方移住への関心の高まりとも相まって、本県への移住相談件数は増加しているが、地域間での奪い合いとなっているため、本県が移住先として選ばれ続けることが重要である。

については、東京圏への近接性や充実した居住・子育て環境等の本県の魅力を積極的にPRするとともに、女性や子育て世代等移住希望者のニーズに合わせた支援を行うほか、本県の若い世代の定着を図るなど、移住・定住施策を推進すること。

また、令和7年に植樹開始から400年となる「日光杉並木街道」の活用による地域振興にも積極的に取り組むこと。

さらに、企業版ふるさと納税を活用し、スポーツの振興やスポーツを通じた地域活性化に取り組むこと。

(重点事業)

○移住定住促進・関係人口創出事業費	121,607
○日光杉並木街道植樹 400 年プロジェクト事業費	8,764
○グリーンスタジアム整備費	750,000

(4) 「文化と知」の創造拠点・県庁周辺の県有地の整備について

県立美術館、図書館及び文書館の3施設を一体的に整備する「文化と知」の創造拠点について、整備構想や事業手法等の検討結果に基づき、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える施設となるよう、事業を推進すること。

また、県庁舎周辺の活用可能な県有地については、昨年度実施したサウディング型市場調査から得られた民間事業者の意見・提案等を踏まえた今後の利活用の方向性の検討結果に基づき、将来、県都の顔としてふさわしい賑わいが創出されるよう整備を進めること。

(重点事業)

○「文化と知」の創造拠点整備推進事業費	91,131
○県庁舎周辺整備検討事業費	17,893

(5) DXの推進について

昨年6月に閣議決定された、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、令和7年度中に、全都道府県で市町村と連携した地域DX推進体制を構築し、人材プール機能を確保することを求めるなど、自治体におけるDXを推進することとしている。本県においても、全県的なDXの推進に向け、市町支援に努めるとともに、昨年4月に施行した「栃木県デジタル社会形成推進条例」に基づく施策を積極的に進めること。

(重点事業)

○とちぎDX体制強化事業費	69,534
---------------	--------

(6) とちぎの未来を担う人材の育成について

政策形成の過程にはあらゆる年代の視点が必要であり、特に、次世代を担う若者の考えや意見を広く聴く機会が重要である。一方、若者にとっても自身の意見が求められ政策に反映されることは、自らの暮らす地域に愛着を

持ち、まちづくり等への関心が更に深まることが期待されるため、若者の多様な意見を積極的に聴き、政策に取り入れる仕組みを検討すること。

また、地域の課題解決に意欲的に取り組む若者を県を挙げて継続的に支援していくため、若者と企業・団体等、あるいは若者同士が繋がりを持ち、相互に連携しながら地域で活躍できる環境を整備すること。

さらに、若者の関心が高いメディア芸術の振興に努めること。

(重点事業)

○とちぎ若者会議（仮称）設置・運営費	1,231
○若者未来チャレンジ応援事業費	5,896
○メディア芸術振興事業費	1,000

3. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興等について

物価高や人手不足などにより、適正な価格転嫁が進んでいない中小企業等に対し、コスト上昇分の適正な価格転嫁や労働生産性の向上等による賃上げ原資の確保ができるよう、商工団体と連携して支援に取り組むこと。

また、本県経済の持続的な成長・発展を実現するため、今後重要性を増すグリーン成長産業の創出、経済安全保障への対応を契機とした県内産業の技術力向上と競争力強化、戦略3産業や未来3技術への重点的支援、新たな成長産業の育成等による本県の特性を踏まえたものづくり産業等の振興を図るとともに、中小企業等の事業継続に向け、コロナ関連の県制度融資の借換需要や、原油・原材料高騰等の影響による資金需要に引き続き対応するほか、事業者が人材確保や生産性向上等に取り組めるよう支援するなど、資金面での下支えに努めること。

さらに、地域間で企業誘致競争が熾烈化していることから、戦略的な企業立地・集積促進に取り組むほか、既立地企業の定着促進を図ること。

加えて、労働者の人格を傷つけ、職場環境の悪化や離職者の増加にも繋がる恐れのあるカスタマーハラスメントについては、大きな社会的問題となっていることから、防止対策に早急に取り組むこと。

(重点事業)

○経済好循環に向けた持続的賃上げ実現事業費	85,855
○ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費（一部再掲）	226,174
○産業活性化金融対策費	34,588,500

○企業立地推進補助金	4, 297, 964
○カスタマーハラスメント防止対策促進事業費	1, 601

(2) 戦略的な観光誘客の推進について

日本政府観光局によると、昨年1月から12月の訪日外国人旅行者数（推計値）は3,600万人を突破し、年間での過去最多を更新した。インバウンド需要が急速に回復していることに加え、本年は、大阪・関西万博が開催されることから、インバウンド需要を本県に呼び込む好機と捉え、デジタルメディア等を活用したPRや海外誘客プロモーションをはじめ、受入環境の整備など、多彩な施策を展開して外国人観光客の誘客を強化すること。

(重点事業)

○とちぎインバウンド強化対策事業費	172, 261
-------------------	----------

(3) 奥日光地域への円滑なアクセスの確保について

奥日光地域は、日光国立公園の中核をなし、中禅寺湖をはじめラムサール条約に登録された「奥日光の湿原」など多くの貴重な観光資源を擁するなど国内外の多くの人から選ばれる我が国が誇る有数の観光地であるが、観光シーズンにおいては著しい道路渋滞が発生し、観光客のアクセス性の低下が生じており、また、地元住民や働き手、物流業者にとっても、いろは坂を利用する日々の移動が大きな負担となる等、自動車に頼らない移動手段の確保は課題となっている。

については、交通事業者など地元関係者と緊密な連携を図り、ロープウェイ等の新たなモビリティの導入等により人や物の流れを円滑化するアクセスの確保に取り組むこと。

(重点事業)

○奥日光地域アクセス新モビリティ導入検討事業費	20, 000
-------------------------	---------

(4) グローバル化への対応と国際戦略の推進について

社会経済のグローバル化に対応するため、高度外国人材をはじめとする外国人労働者の就労環境の整備を図り、雇用の確保や活用促進に取り組むとともに、受入側となる県内企業を支援する体制を整備すること。

また、家族とともに県内に在住し、就職を目指す若年層の外国人が増加していることから、職業訓練の場として産業技術専門校における外国人生徒の受入体制を整備すること。

さらに、国際情勢が複雑化する中、県内産業振興のための実効性の高い国際化施策を推進すること。

(重点事業)

○外国人材活用強化事業費	44,946
○職業訓練外国人支援事業費	3,568
○とちぎ戦略的国際化推進事業費	2,616

4. 安全・安心な県民生活の確保について

(1) 公共事業等の推進について

県民の生活や経済活動の基盤となる道路や農業水利施設等の社会資本の整備を推進するとともに、老朽化した施設の維持管理や修繕等に計画的に取り組むほか、社会経済状況の激しい変化や複雑・多様化する県民ニーズに対応するため、インフラ分野におけるDXの推進に努めること。

また、気候変動の影響等により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化していることから、地元住民の不安を払拭するため、改良復旧事業を含む河川整備等に計画的に取り組むとともに、堆積土の除去等が必要な箇所について、緊急防災・減災対策事業等により、重点的に取り組むこと。

さらに、令和6年能登半島地震を受けて、住宅の耐震に対する県内所有者の危機意識が高まっていることから、これを契機として、耐震診断や改修等を支援し、耐震化を促進するとともに、災害発生時に孤立する可能性のある集落における備蓄や通信手段の確保などの取組については、市町によって温度差があることから、災害時に住民の命を守るためにも、県がリーダーシップを発揮して孤立集落対策を講じること。

加えて、前回調査から10年以上経過した地震被害想定調査を実施するとともに、防災人材の育成にも取り組むほか、安全、防災上等の観点から、老朽化した空き家等への対策を講じること。

(重点事業)

○公共事業費（環境森林部）	4,213,658
○県単公共事業費（環境森林部）	309,925
	(政調上乗せ 50,000)
○公共事業費（農政部）	8,807,236
○県単公共事業費（農政部）	247,420
	(政調上乗せ 30,000)

○公共事業関連調査費（農政部）	20,000
	（政調上乗せ 20,000）
○公共事業費（県土整備部）	41,723,373
○県単公共事業費（県土整備部）	14,565,934
	（政調上乗せ 1,800,000）
○公共事業関連調査費（県土整備部）	500,000
	（政調上乗せ 500,000）
○インフラDX推進事業費（一部公共・一部県単公共・一部再掲）	1,588,836
○緊急防災・減災対策事業費	3,000,000
	（政調上乗せ 1,000,000）
○耐震改修等促進事業費	172,016
○孤立可能性集落緊急対策事業費	19,480
○地震被害想定調査等事業費	62,721
○とちぎ防災人材育成事業費	2,201
○空き家対策総合プラットフォーム構築事業費	52,020

（２）交通事故抑止対策の推進について

交通事故抑止に向け、老朽化した道路標識・標示の更新や信号機の新設・更新、管制システムの改修など、交通安全施設の計画的な整備を推進すること。

（重点事業）

○交通安全施設整備費	1,935,119
	（政調上乗せ 255,000）

（３）警察署庁舎の整備について

警察署庁舎は、地域の安全・安心を守る警察活動の根幹であるが、大田原警察署は昭和 45 年に建設され、築 54 年で県内最古となり老朽化・狭隘化が顕著となっている。よって、大田原警察署の一日も早い移転整備を実現すること。

（重点事業）

○警察署庁舎整備費（大田原警察署）	122,084
-------------------	---------

5. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 誰もが安心して暮らせる社会の実現について

高齢者や障害者、児童など、すべての県民が住み慣れた地域で適切なサービスを安心して受けられるよう、その基盤となる施設の整備等を計画的に進めること。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少と介護需要の高まりにより、県内介護事業所では人手不足が続いていることから、外国人介護人材の育成・確保・定着を支援するとともに、介護現場の負担軽減や生産性向上に資する取組を推進することにより、介護サービスの質の向上を図ること。

(重点事業)

○社会福祉施設等整備助成費	1,468,403
○介護基盤整備等事業費	1,447,046
○外国人介護人材活躍推進事業費	35,993
○介護生産性向上推進総合事業費	14,505

(2) 保健・医療対策の推進について

県民誰もが、生涯を通じ、健康で安心して暮らせることを望んでおり、本県の医療提供体制の課題でもある救急医療の方向性や必要な対策を検討するとともに、地域医療構想等を踏まえた県立病院の担うべき役割について整理するなど、良質で効率的な医療サービス体制の確保を図ること。

また、指定難病等の医療費助成支給認定の申請手続きについて、申請者の利便性向上を図るため、デジタルを活用した簡便な手続きの導入を検討すること。

さらに、高齢者や児童を対象として、歯と口腔のケアによる健康づくりに着目した対策を講じること。

(重点事業)

○救急医療提供体制検討事業費	793
○県立病院あり方検討事業費	1,000
○保健・医療DX推進事業費	122,585
○高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業費	29,876
○こどもの歯と口腔の健康づくりモデル事業費	2,500
(政調上乗せ)	1,000)

6. 農林業の振興について

(1) 農産物の生産力強化について

本県農業をリードする園芸生産の更なる拡大に向け、いちご、トマト、にら、なし等の施設園芸について、一層の振興を図ること。

また、米については、収益性の高い米づくりに向けて、「とちぎの星」の品質向上や販路拡大、並びに一時的な需要・価格変動によるリスクヘッジに取り組むほか、米粉用米の流通拡大等に必要な支援を行うこと。

さらに、米の需要に対応するため、老朽化が課題となっている共同利用施設の再編集約・合理化の加速化に向けた支援を検討すること。

加えて、農業者の減少や高齢化が進む中、農作業を効率化して生産性を上げ、稼げる農業を確立するため、スマート農業及び農業DXに関する機器等の導入や、高性能な機器の開発・改良、RTK基地局の整備とそれらの活用による生産性向上の取組などについて、農業団体や各市町との連携を図りながら、充実した支援を積極的に推進して、本県農業の維持発展に繋げること。

(重点事業)

○園芸大国とちぎフル加速総合対策事業費	1,329,615
(政調上乗せ)	30,000
○栃木の米づくりプロジェクト推進事業費	159,978
(政調上乗せ)	2,000
○とちぎ次世代スマート農業・農業DX推進事業費（一部再掲）	127,629

(2) 県産農産物のブランド力強化と販路拡大について

産地間競争に打ち勝ち、「選ばれる栃木の農産物」を実現するため、県産農産物のイメージアップや差別化、高い品質の確保などに取り組むほか、プロモーションを強化するなど、県産農産物全体のブランド価値向上に取り組むこと。

また、「いちご王国・栃木」について、本県産いちごの認知度の低い関西圏でプロモーションを実施するほか、県内及び首都圏における消費拡大・販路拡大に向けて、様々な手法を用いて施策を展開すること。

さらに、本県農業の持続的な発展を図るためには、海外への販路確保が重要であることから、官民が一体となった戦略的かつ継続的な農産物の輸出を促進するため、農業団体等への支援、販路開拓などに取り組むこと。

加えて、物流 2024 年問題等に対応するため、効率的な物流や販売等の対策を進めるとともに、大消費地である東京に近いという本県の有利な条件を活かした農産物の P R を強化すること。

(重点事業)

○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費（一部再掲）	121,052
（政調上乗せ	2,000）
○とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費（一部再掲）	100,251
○園芸大国とちぎフル加速総合対策事業費（再掲）	1,329,615
（政調上乗せ	30,000※再掲）

(3) 畜産物の安定供給について

県産畜産物の安定供給を確保するため、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備えた県内農場における対策を一層強化するとともに、発生時における殺処分対象を限定するため、農場の分割管理を促進すること。

特に、豚熱については、県内で発生が続いたことから、「豚熱対策タスクフォース」の最終報告を踏まえた対策を強化し、防疫レベルの向上を図ること。

(重点事業)

○特定家畜伝染病対策費	547,513
-------------	---------

(4) 鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農林業等への被害は依然として高い水準にあるため、引き続き、シカ・イノシシ管理計画に基づく個体数管理等を適正に行うとともに、捕獲の担い手の確保・育成に努めること。

また、指定管理鳥獣に追加されたクマについては、人身被害等の恐れがあることから、人里や市街地への出没要因となる誘因物の除去や緩衝帯整備等の対策を徹底するほか、出没時を想定した体制構築に努めること。

(重点事業)

○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費	365,915
（政調上乗せ	15,000）

(5) 林業・木材産業の成長産業化について

本県林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、森林環境の保全を図

るとともに、林業従事者の作業環境の改善に努めながら、県産木材「とちぎ材」の安定的な供給体制の構築や高付加価値化に取り組むこと。

また、今後は、これまで「とちぎ材」の主たる利用先であった住宅需要が減少していることから、非住宅建築物の木造・木質化について支援するほか、新たな利用先や販路を開拓し、安定的な需要を確保すること。

(重点事業)

○とちぎの元気な森づくり県民税事業費	1,394,100
○森林環境譲与税事業費	288,307
	(政調上乗せ 20,000)
○とちぎ材販路拡大官民連携事業費(再掲)	17,412
○公共事業費(環境森林部)(再掲)	4,213,658
○県単公共事業費(環境森林部)(再掲)	309,925
	(政調上乗せ 50,000※再掲)

7. GXの推進について

地域脱炭素化に取り組む市町への積極的な支援や、本県においてポテンシャルの高い太陽光発電をはじめ、小水力・地熱など地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入支援、省エネルギー設備への転換等に対する事業者支援、家庭分野におけるZEH化や公共施設のZEB化など、脱炭素社会の実現に向け、これからの未来技術を捉えながら、あらゆる施策を総動員し取組を加速化させていくこと。

「とちぎカーボンニュートラル15アクション県民運動」による普及啓発活動を強化するとともに、各家庭における排出量の「見える化」の推進など、脱炭素型ライフサイクルへの転換促進に努めること。

さらに、「Jクレジット」をはじめ、国・栃木県・県内市町が取り組むカーボンニュートラル実現に向けた制度等の普及啓発に取り組むこと。

(重点事業)

○カーボンニュートラル推進事業費	2,361,709
------------------	-----------

8. 教育環境の充実等について

「第三期県立高等学校再編計画」に基づき、特色ある学校の設置等に向け

た施設整備に努め、教育環境の充実を図るとともに、多様な学びの場の拡充を図るため、県立夜間中学の令和8年4月開校に向けた準備等を進めること。

また、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づき、老朽化が進む施設の長寿命化対策を計画的に進めるほか、昨年8月に公表された「特別支援教育の充実に向けた方針」に基づき、必要な施設整備や教育課程等の充実を図ること。

さらに、本県の児童生徒の学力向上の取組として、ICTを活用しながら、学習内容の定着を図るとともに教員の指導力向上に取り組むこと。

あわせて、私立小中高校の安定的な運営に向けて、私学の振興に取り組むこと。

(重点事業)

○第三期県立高等学校再編計画施設整備費	1,515,407
○学びの夢支援プロジェクト事業費	63,375
○県立学校施設長寿命化推進事業費	2,704,423
	(政調上乗せ 30,000)
○特別支援学校校舎等整備費	458,082
	(政調上乗せ 18,000)
○特別支援教育充実事業費	58,948
○新たなとちぎ学力向上推進事業費	25,166
○小・中・高校助成費	5,643,848

計 70 重点事業 138,716,198 千円

(政調上乗せ 3,773,000 千円)

Ⅱ－① 政策要望事項（特別要望事項）

1. 少子化・子育て政策について

（1）子ども・子育て支援について

全ての子どもたちが健やかに成長し幸福な生活を送るとともに、子育ての喜びを実感できる地域を構築するため、子どもや保護者等の意見に耳を傾け、総合的に施策を推進していくことで、「子育てにやさしい栃木県」の実現を目指すこと。

また、児童虐待相談対応件数の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境は複雑化深刻化していることから、子ども等への支援が円滑かつ効果的に推進されるよう、各児童相談所と市町等との連携強化を図ること。

（2）結婚支援について

少子化の進行は婚姻数の減少が大きな要因となっていることから、結婚を希望しているにも関わらず叶えられていない人に対して、支援を充実強化していく必要がある。「とちぎ結婚支援センター」において、企業・団体等との連携を強化し、サポート体制の充実を図ること。

また、女性会員の割合は男性よりも低い傾向が続いていることから、女性会員のニーズ及び課題等を踏まえた支援の充実を図ること。

2. 物価高騰対策について

（1）各業種の事業者に対する支援について

円安や世界各国における物価高騰、また国際情勢の不安定化等の影響による原油・原材料、農業資材等をはじめとした物価の高止まりは、物価上昇に伴う価格転嫁が十分に進んでいない事業者にとって大きな負担となっている。

県はこれまで国の物価高騰対策に呼応し、補正予算等で対応してきたが、物価高騰の長期化が懸念されることから、各業種の事業者に対する影響を鑑み、引き続き物価高騰対策に取り組むこと。

(2) 県民や事業者に対するきめ細かな支援について

電気代等に加え、食料品等を含めたあらゆる生活必需品の価格高騰は、県民生活に大きな負担となっている。

このような中、大企業を中心とした賃上げ等により、所得や手取り収入の増加が見られるものの、労働従事者の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者の賃上げは十分に進んでおらず、物価上昇に見合った手取り収入の増加には繋がっていない。

県においては、国に呼応して物価高騰対策を行ってきたが、支援対象が限定かつ固定化していることから、支援対象とならない事業者や大多数の県民に対する公平な支援も求められている。

そのため、物価高騰に対する県民生活への影響を詳細に分析し、それぞれの状況に応じた、効果のある対策を行うよう国に強く働き掛けるとともに、支援対象とならない生活困窮者に対しては県独自で対策を検討すること。

Ⅱ－② 政策要望事項（全体要望事項）

1. 人材確保・育成について

（1）県庁における人材確保・育成について

県庁においては、新卒採用はもちろん、中途採用や県庁離職者のUターン、また就職氷河期世代など年代を問わない積極的な採用に取り組み、特に若年世代にとって魅力ある県庁組織をつくること。

また、効果的な事業を行う上で、それぞれの行政分野について業界の実情や各種の支援施策、関係法令等に精通した職員を育成し、配置することが重要であることから、デジタル分野を始めとしたスペシャリストを育成するほか、専門的な知識・経験を有する外部人材を積極的に登用することなど、職員の専門性の向上を図ること。

（2）医師の確保・育成について

「医師の働き方改革」の推進による積極的な勤務環境改善や出産・育児・介護などを行う医師が働きやすい環境整備を強化するとともに、県外大学医学部への栃木県地域枠の設置・推進、修学資金制度の拡充などにより医師の確保・育成・定着を推進すること。

（3）看護師の確保・育成について

県内の准看護師養成所の運営は厳しい現状で、令和6年度末には、上都賀郡医師会附属准看学校が閉校予定で、宇都宮・佐野・足利・報徳の4校になる。

地域医療の中核を担う准看護師の減少の歯止めをかけるため、現存の准看護師養成所の安定的な運営に資する施策を強化すること。

また、衛生福祉大学校については、病院での機能分化に対応できる実習や就職先のミスマッチを減らす取組など教育の質の向上や学生支援の充実を図るとともに、看護師の資質向上の方策の一つとして、衛生福祉大学校の一部4年制化なども検討すること。

（4）介護・福祉職員の確保・定着について

本県の介護職員の需要に対する供給の充足率が、2026 年度に都道府県別でワーストになるという国の推計がある中で、介護人材等の確保・定着は喫緊の課題である。

そこで、介護・障害福祉分野においては、現場の職員の身体的負担軽減や業務の効率化に資する介護ロボット・ICT機器の導入に向けた取組を継続・強化するとともに、介護ロボット・福祉用具の安全な利用促進、そして、処遇改善などを国に要望し、人材の確保・定着を促進すること。

また、訪問介護の基本報酬引き下げ等の影響により、訪問介護事業所の倒産が全国で過去最多となる中、引き続き状況を注視し、訪問介護事業所の経営改善や介護人材の確保のために必要な処置を講ずること。

(5) 建設業の人材確保・育成について

地域の守り手である建設業の持続的な成長・発展に当たっては、担い手の育成・確保や労働環境の改善が不可欠であることから、若手入職者の増加や女性活躍に貢献する職場環境改善の推進、建設現場における熱中症対策等のほか、余裕期間設定による平準化及び地域の実情に応じた共同受注方式の活用を進めること。

また、建設産業を担う人材育成のため、インフラトレーニングセンターの整備や教育機関と連携した支援を積極的に進めるとともに、ICTに対応できる人材の育成等に努めること。

さらに、昨今の原材料費、エネルギーコスト等の高騰状況を踏まえ、建設資材や労務等の設計単価に適切に反映するとともに、労務単価についても時間外労働の上限規制などによる変化にも柔軟に対応すること。

(6) 農業人材の確保・育成について

令和6年度の新規就農者は363名と前年より増加しているものの、担い手の減少に歯止めはかかっておらず、また、中小規模の家族経営においては、機械導入等の投資ができないとの声もある。

現状の補助事業の要件では、規模拡大や所得向上、省力化等が付されており、新規就農者は条件が合致しやすいが、現在営農している方への支援も必要なことから、新規就農者の初期投資軽減と併せ親元就農者への支援の充実など、農業人材の確保・育成及び持続可能な農業の実現に向けて、本県独自の支援施策を講ずること。

また、担い手の経営改善を図るため、規模拡大や効率化につながる設備投

資等の支援を目的とする農業近代化資金の融資枠の増枠や利子補給金の予算の拡充などの支援を行うこと。

(7) 林業人材の確保・育成について

栃木県林業大学校において、学生が本県林業の担い手として活躍できるよう、関係団体と連携し、林業人材の確保・育成の中核拠点として、林業に必要な知識と技術を習得する機会を幅広く提供し、選ばれる林業大学校となるよう魅力ある学校運営に取り組むこと。

また、多くの学生が確保できるよう、教育委員会とも連携し、県内高校等の生徒に広く周知するとともに、県外へのPR活動にも積極的に取り組むこと。

さらに、自己の所有森林において自営で伐採等を行う自伐林家等の育成については、山村地域の振興を支えるとともに、担い手の確保等にも貢献できることから、引き続き、自伐林家に対する研修等の充実強化を図ること。

(8) 教育現場の人材確保について

教員が一人ひとりの児童生徒に向き合う時間を確保し、学校教育の質を向上させるには、教育現場の人材確保が重要である。教員の魅力を発信するなど多くの受験者の確保に努めることで正規採用教員を確保するとともに、教科担任制のための専科教員や教員業務支援員、部活動指導員、副校長・教頭マネジメント支援員等を配置し、教員の業務負担の軽減を図ること。

また、産休・育休・傷休等を取得する教員の増加に対応するための補充教員の柔軟な採用及び迅速な配置を図ること。

加えて、教育相談の質の向上を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やGIGAスクール構想の推進に伴う課題に対応するICT支援員の配置の拡充を図ること。

さらに、教員配置のための定数改善や十分な予算措置を国に求めること。

(9) 地域のつながりづくりに資する社会教育士の育成の推進について

人口減少に伴う地域社会の縮小、DX社会の進展、人生100年時代の到来、多文化共生など、社会は変革のただ中にあり、これまでの考え方や知識だけでは解決できない地域課題に直面している。そうした状況において、昨今、地域の思いに寄り添った長期的な地域づくりのビジョンを持ち、教育を通じて地域やコミュニティの活性化を支援する専門人材である社会教育士

に期待が寄せられている。

このため、地域の人々を結び、地域の課題解決に繋げる人材育成の観点から、行政職員のみならず地域企業で働く人や個人についても社会教育士の称号取得が進むよう産学官連携により積極的に取り組むこと。

2. 県内経済の活性化について

(1) 県内中小企業等への支援について

エネルギー価格の高騰、物価高騰、人手不足などにより、適正な価格転嫁が進んでいない中小企業等に対し、コスト上昇分の適正な価格転嫁や労働生産性の向上等による賃上げ原資の確保ができるよう、商工団体と連携して支援に取り組むこと。

また、適正な価格転嫁に向けた支援に当たっては、価格交渉力の弱い中小企業等が取り組みやすいよう、専門家による支援や好事例の情報提供に努めること。

さらに、変化が著しい事業環境において、多様化・複雑化する経営課題を抱える中小企業等に対し、商工団体によるきめ細かな支援が行われるよう、その中心となる商工団体職員の資質向上や相談支援体制の強化への支援に取り組むこと。

(2) 産業の振興等について

自動車、航空宇宙、医療福祉機器の戦略3産業を重点的に支援するとともに、AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材の未来3技術の戦略3産業等への活用を促進するほか、今後は経済のグローバル化やグリーン社会の実現に向けた世界的な潮流など、変化する社会経済環境を的確に踏まえ、県内経済の更なる成長に繋がる取組を推進すること。

(3) 企業誘致の推進について

今後の成長が期待される半導体・蓄電池をはじめとする新たな成長産業の誘致を積極的に行うこと。

また、誘致の前提となる産業団地の整備についても、新4号国道や国道50号沿道をはじめとするポテンシャルの高い地域での整備を市町と連携し促進するとともに、整備に当たっては企業のニーズを十分に踏まえ、競争力の高い産業団地となるよう取り組むこと。

(4) 県内企業へのデジタル技術の導入、デジタル人材の育成について

県内企業の経営の効率化や生産性の向上に向けては、デジタル技術の導入が有効であることから、とちぎビジネスA Iセンター等の取組強化により、県内企業のA I・I o T等の導入促進を図るとともに、デジタル技術に対応した人材育成に取り組むこと。

(5) 国際戦略の推進について

世界経済の変動や、それに伴う企業ニーズの変化を的確に捉え、重点的に取り組むべき国や地域、企業支援に当たり重きを置くべきポイントなどについて検証と調整を行いながら、時代に合った施策の展開に努めること。

また、これまでトップセールス等により交流を積み重ねてきたベトナムなどの関係諸外国について、取組の成果を一過性のものとせず、県内企業の実益に繋がるよう、更なる経済交流を推進すること。

(6) 観光関連産業の振興について

コロナ禍において従業員が減少した宿泊施設等では、観光需要の回復に伴い人手不足が深刻化していることから、人材不足解消に向けた支援策を講じること。

また、観光関連事業者が安定的な経営を図るためには、冬季をはじめとする観光閑散期における観光客の落ち込みをいかに抑え、一年を通しての需要の平準化に結びつけていくことが重要であることから、閑散期における旅行需要の喚起に取り組むこと。

さらに、地域間競争が激化する中、デジタル・リアルによる効果的な観光プロモーションを展開するとともに、近隣県等と連携した取組を進め、国内外の幅広い層の誘客を促進すること。

加えて、観光客の満足度向上に向けた受入環境の整備などを行う市町や観光関連団体等を支援し、積極的に観光施策を講じること。

3. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 道路網の充実・強化について

高速道路の機能強化や幹線道路ネットワークの整備など、広域的な連携・交流を支え、生産性向上や国際競争力の強化に繋がる基盤づくりを推進す

るため、「県土 60 分構想」のリ・デザインに取り組むとともに、「とちぎの道路・交通ビジョン 2021」に位置付けた広域道路について、構想路線の具体化や高規格道路等の早期事業化及び事業推進を図るとともに、新 4 号国道等の主要幹線道路の立体化などを国に強く働き掛けること。

（２）総合的な防災力の強化について

首都直下地震や南海トラフ地震の切迫性が高まる中、大規模災害への備えは重要である。

特に、首都直下地震の際には、本県の地理的優位性から、国の中枢的機能の分散化におけるバックアップや、県外からの避難者の受入れや支援物資の提供等、様々な要請が来るものと想定されることから、市町、民間又は他都道府県との連携も含めた総合的な防災力の強化に向けた取組を進めること。

また、迅速で機動的な救助・救援活動の実施が可能となるよう、防災拠点となる都市公園や道の駅について、防災機能強化に取り組むこと。

（３）防災・減災対策の推進について

気候変動の影響等により頻発化・激甚化する台風などの水害に備え、国の国土強靱化基本計画に呼応しながら、河川の改良復旧、堤防強化、中小河川などの堆積土除去及び砂防エリアにおける土砂の発生源対策を進めるとともに、流域治水をさらに推進すること。加えて、渡良瀬遊水地の治水機能の強化を国に強く働きかけること。

また、県内市町を含めた防災関係機関と防災情報を迅速に横断的に共有することで、的確な応急対策の支援を実施し、被害を最小限に抑えられるよう、データ連携基盤を活用した次期防災情報システムを早期に確立すること。

（４）有事における対応力強化について

いつ起こるか分からない外国からの武力攻撃や大規模テロなど、様々な有事に備え避難行動が適切に行えるよう、県民の危機管理意識の醸成に取り組むとともに、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための緊急一時避難施設について、市町をはじめ企業等とも連携し、指定の拡充を図ること。

また、デジタルにより管理されているライフラインの重要インフラに対する大規模なサイバー攻撃が社会の麻痺に繋がると懸念されていることから、特に手動による地下水の確保や、発電機や蓄電池による電源の確保など、県内各市町と連携して対策強化を図るよう県が主導すること。

あわせて、持続的な水供給を守るために、水源となる森林が外国に買収されないよう法による規制を国に強く働き掛けること。

(5) 防犯対策について

昨今、犯罪傾向が凶悪化、多様化する中、県民の体感治安を向上させていくためには、社会全体で犯罪を抑止する仕組みをつくっていく必要がある。

しかしながら、県内では、地域防犯活動に取り組むボランティア団体が減少を続け、また、「110 番の家」の設置数についても、2009 年の 5 万 9,995 軒をピークに減少傾向となり、社会全体としての見守りに対する仕組みが希薄化している。

については、企業や既存の地域ボランティア団体等と連携を強化し、ながら見守りなど、人の目による見守り活動を推進するとともに、犯罪抑止や住民の安心感の向上、事件解決への寄与など、非常に有効な防犯対策である防犯カメラの設置についても、市町や関係機関と連携をしながら、積極的に設置支援を進め、見守りに対する県民の意識向上を図ることで、安心なとちぎづくりに向けた取組を進めること。

(6) 再犯防止対策について

再犯防止対策については、第 2 次栃木県再犯防止推進計画の策定中であるが、全国と同様に、再犯者率が高いことが課題であることから、国や市町、関係機関と連携しながら、保護司の充足率向上に向けた協力や、出所後の生活支援、社会全体の理解促進など、孤立することなく社会復帰ができるよう取り組むこと。

(7) 困難な問題を抱える女性への支援について

DV、性暴力・性犯罪被害、生活困窮など女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことから、県においては、困難な問題を抱える女性が、気軽に相談できる環境を整えるとともに、関係機関との連携を強化し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう支援に向けた取組を更に強化すること。

(8) 性被害者への支援について

とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）が開設され 10 年目になり、右肩上がりで相談件数が増えている。被害者の多くが 10 代の女性であることから、精神的な被害からの回復を支援するための精神科医との連携や、県内唯一の相談窓口として、アクセス性を考慮した相談体制を強化すること。

また、より多くの児童生徒や学校関係者に「とちエール」の認知度を高めるとともに、関係機関と連携・協力し、少しでも早く心身が回復するように支援を行うこと。

4. 保健・医療・福祉施策の推進について

(1) 「健康長寿とちぎ」の実現について

令和 7 年度から「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を基本目標とする「とちぎ健康 21 プラン（3 期計画）」が開始予定である。

特に課題である身体活動・運動の実践の推進については、地域の運動普及推進員の育成支援に努め、また、教育委員会や企業と連携し、学校での望ましい生活習慣の意識啓発、職場での運動実践やホームエクササイズなどを推進すること。

さらに、各市町の健康政策を支援するとともに、特定健康診査の受診率向上に取り組み、生活習慣病の発症予防・重症化予防、合併症予防の推進に努めること。

そして、このプランの実効性を高めるため、K P I を設定し、P D C A サイクルで事業を展開するなど、計画や施策の進捗の確認、検証・評価に取り組むこと。

(2) フードバンクやこども食堂への支援について

厳しい物価高騰が続き、フードバンクへの相談件数が増加する中、現場では人材・資金不足が続き、安定的で十分な生活困窮者支援に繋がらない。

フードバンクへの財政的支援の継続はもちろん、地域や企業などからの食品寄附（流通）のための仕組みづくりや、受入能力が高い倉庫の設置など官民連携で県が率先して取り組むこと。

また、こども食堂については、物価高騰等を背景とした経済的困窮や核家

族化の進行、地域との繋がり希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が激変する中、こども食堂を支援する「栃木県こども（地域）食堂サポートセンター」の役割は非常に大きい。

こども食堂が地域に根差し子どもを真ん中に置いた多世代交流の場となるよう、当該センターにおける情報収集・発信、総合相談や支援者とのマッチングなど行政ならではの支援を強化すること。

（３）災害医療・避難体制の充実について

令和６年能登半島地震では、多くの医療機関で診療機能の維持や早期回復が困難になるなど、地域の医療提供体制の回復に長い時間を要したことから、本県医療機関における業務継続計画（ＢＣＰ）策定支援や広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）への施設情報等の登録促進、病院の耐震化や浸水対策に関する取組支援など、災害時の医療提供体制強化を推進すること。

また、避難行動要支援者が災害時に円滑に福祉避難所等に避難できるよう、福祉専門職の参画を促し実効性のある個別避難計画となるよう策定支援をするほか、ペットの同行避難の受入れについても全ての市町で可能となるよう支援をすること。

避難所の衛生や生活環境については国際基準（スフィア基準）を満たすことができるよう、市町と連携して取り組むこと。

（４）改正歯科条例の実効性のある運用とオーラルフレイル対策の充実について

議員提案による「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が一部改正され、生涯を通じた歯科健診やオーラルフレイル対策、災害発生時の処置などを新たに条例に盛り込んだ。

県として、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、医療や福祉、教育等の関係機関及び民間団体と連携強化し、県民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康寿命の延伸に寄与するため、総合的かつ計画的に推進すること。

（５）地域医療構想と県立病院の再整備について

医療の将来像を定めた「地域医療構想」の更なる推進に向け、宇都宮構想区域（宇都宮医療圏）が国の「モデル推進区域」に選定された。2040年に

向けて、「地域で完結・充実を目指す医療」と「広域・県域で対応する医療」を整理し、医療と介護の機能分化・連携体制を強化し、構想区域のグランドデザインを検討すること。

また、高齢化の進展により、医療や介護需要が高まり、同時に人口減少が進む状況において、限られた医療資源の中、地域性や専門性を考慮した医療機能の分化・連携を図り、地域医療の課題解決を図るとともに、老朽化した県立病院の再整備や不採算医療において公立・公的医療機関が担うべき役割について様々な角度から検討すること。

（６）救急医療提供体制の充実・強化について

高齢化に伴い救急医療のニーズが高まる中、特に、冬場における心筋梗塞や脳卒中等による救急医療の需要増加への対応、また、小児や妊婦等の救急患者への対応、さらに、初期救急相当の軽症患者が二次・三次救急医療機関を受診していることへの対応等について、救急医療の機能分化など質と量の両面から救急医療提供体制の充実・強化に向けて検討すること。

また、救急医療の逼迫を避けるため、救急車を呼ぶ前に相談できる「とちまる救急安心電話相談」の更なる周知に努めること。

さらに、高齢者医療については、積極的医療を望まない本人の意思を尊重した体制の構築を検討すること。

（７）新興感染症対策について

栃木県保健医療計画（８期計画）では「新興感染症等の感染拡大時における医療」が追加された。

県立病院の機能拡充に取り組むとともに、感染症の発生・蔓延時における感染症の監視・早期発見、学校や事業者等に対する要請、国と連携した国際的な情報収集や信頼性の高い情報提供、効果的・効率的な感染対策など、多岐にわたる取組を平時から想定し、医療提供体制の整備のほか、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力の強化に取り組むこと。

同時に、地域における感染症対策の中心となる保健所職員を含め、公衆衛生や疫学の専門家等の育成を図ること。

さらに、新興感染症への対応力強化に向け、医療機関や高齢者施設等に対し、重症患者への対応も踏まえた必要な感染症対策支援を行うこと。国との連携体制の構築に向けては、国から提供されるデータや情報を基に住民・事業者等へ適切な情報提供を行うとともに、平時から意見交換や訓練を実施

すること。

(8) 医療DXの推進について

電子カルテ情報の標準化や診療報酬改定DX、電子処方箋応需システムの導入など医療機関や薬局等に対する体制整備を進め、県民への電子お薬手帳の普及啓発やマイナ保険証の利用促進などを通じて、保健・医療・介護情報のデジタル化と適切な利活用による業務の効率化を図り、県民の健康増進や、切れ目のない質の高い医療の提供を推進すること。

また、医療機関等におけるサイバーセキュリティの強化を促進すること。

(9) がん対策・生活習慣病対策について

「栃木県がん対策推進計画（4期計画）」に基づき、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実、小児・AYA世代などのがん患者やその家族等を支えるための環境づくりに取り組むなど、がん対策を医療関係者や事業者などと連携し総合的かつ計画的に推進すること。

また、栃木県は、脳卒中や心筋梗塞など循環器病による死亡率が高いことから、新たにロジックモデルを活用し策定した「栃木県循環器病対策推進計画（2期計画）」に基づき、冬場でのヒートショック予防の取組強化、循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実など、総合的かつ計画的に循環器病対策の推進を図り、確実な目標達成を目指すこと。

さらに、糖尿病に関しては、重症化により人工透析が必要となる場合があるため、県として積極的に取り組むこと。

(10) 社会的養護の充実について

虐待や、経済的な理由、保護者の病気等により社会的養護が必要な子どもたちに家庭と同様の養育環境を提供するため、児童相談所、栃木フォスターリングセンター、市町等の緊密な連携により、里親制度の普及啓発を図り、円滑なマッチングを推進するとともに、養育支援を強化すること。

加えて、児童養護施設等で暮らす子どもを短期間家庭で受け入れるふれあい里親事業についても推進を図ること。

また、児童相談所設置に向けて準備を進めている宇都宮市に対し、現場で相談・支援に当たる心理職・福祉職等の専門職の育成のため、人事交流の拡大や研修等で支援を行うこと。

(1 1) ケアラー支援の充実について

ヤングケアラーや医療的ケア児をケアする家族をはじめ、ケアラーが抱える課題は、経済的困窮等も含め複雑化・多様化していることから、昨年3月に策定した「栃木県ケアラー支援推進計画」に基づき、市町や関係団体等と連携しながら、ケアラーの負担軽減に向けた各種施策を推進すること。

(1 2) 国の「認知症施策推進基本計画」を踏まえた認知症施策の推進について

国の推計によると、認知症の高齢者は2022年の約443万人から2040年には約584万人と140万人程度増加し、高齢者の約6.7人に1人が認知症になることが見込まれるなど、認知症対策に取り組むことは極めて重要である。

このような状況を踏まえ、国は、昨年1月に施行された『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』に基づく「認知症施策推進基本計画」を12月に閣議決定し、認知症施策に関する全ての取組を推進していくこととしたところである。

県においても、同計画の方向性や重点目標等を踏まえ、認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援など、認知症施策の更なる推進を図ること。

(1 3) 障害者雇用の促進について

昨年6月1日時点における県内民間企業の障害者雇用率は13年連続で過去最高になったものの、法定雇用率を下回った。

就労移行支援・就労継続支援事業所と地域や企業との連携強化や、栃木労働局と連携しながら個々の障害者の特性に合った企業へのマッチング支援などに積極的に取り組むこと。

また、工賃向上については、「とちぎナイスハートプラン」の目標値の確実な達成に向け、障害者優先調達や共同受注の推進、販路拡大など強化すること。

5. 文化とスポーツについて

(1) 文化財を活用した地域振興の取組について

少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化等により、地域に根差し守り伝えられてきた建造物や伝統芸能などの文化財の保護・継承等が課題となる中、逆にそれらを活用して地域振興に繋げる活動も進められている。

それぞれの地域に根差してきた文化財を活用した地域づくりや、クラウドファンディング等の新たな手法による保護活動等について、市町と連携しながら、文化財の所有者等を支援する取組を進めること。

(2) プロスポーツチームとの連携強化について

本県においては、6のプロスポーツチームが県内を拠点に地域貢献活動を行っているほか、各競技において子どもたちとの交流が図られる等、栃木県のチームとして地域に根差した様々な活動に取り組んでいる。

そのような中、三重県鈴鹿市を拠点とするジャパンラグビーリーグワンのディビジョン1で戦うホンダヒートが、2026—2027 シーズンを目途に、活動拠点を本県に移転することが発表された。これを好機と捉え、プロスポーツチームをさらに有力な地域資源として磨き上げ、スポーツを活用した地域活性化を推進するため、企業等とプロスポーツチーム間の連携が図られるよう取り組むこと。

6. 農業行政の推進について

(1) 急激な情勢変化に対応できる強い農業の確立について

昨年6月に改正された食料・農業・農村基本法に位置付けられた食料安全保障の確保に向け、本県農業・農村の更なる振興は重要であり、「とちぎ農業未来創生プラン」の計画期間最終年度となる令和7年度において、その目的を達成する上でも農業関連予算を十分に確保するとともに、「適正な価格形成に向けた理解促進」、「肥料・飼料・燃料・生産資材・出荷資材などの価格高騰に対する継続的支援」、「高温等気候変動対策」、「県産農産物の消費拡大・PR」、「地域計画の実行支援」、「収入保険等の農業保険制度加入推進」を図るための予算措置等を行い、持続的かつ様々な社会変化に対応できる力強い農業の確立を図ること。

(2) 栃木県農業総合研究センターの更なる機能強化について

グリーン農業の推進や高温耐性・収量や品質の高い新品種の開発などを図る上で、センターの役割は重要である。また、カメムシ等への病害虫対策など各種研究において農業者の声に寄り添った研究及び農業者への研究成果の情報発信は生産振興において重要であることから、より一層の機能強化を図ること。

(3) 畜産・酪農の振興について

県産畜産物である牛乳・乳製品・食肉などの消費拡大に努めるとともに、更なる販路開拓として国内及び海外マーケットの開拓に取り組むこと。

特に、物価高騰により消費減退が著しい県産牛肉の消費拡大対策を強化すること。

さらには、肉用子牛生産や生乳生産基盤の維持・強化を図るためには、生産コストの低減が重要であり、自給粗飼料、稲WCSの一層の増産と利用促進が鍵となることから、自給粗飼料の生産拡大に向けた更なる支援を図ること。

また、畜産環境対策として、老朽化が見られる糞尿処理施設の機械設備等の更新と同時に機能高度化も併せて行えるよう十分な支援を図ること。

(4) 需要に応じた米生産対策について

去年は、令和5年米産において米不足がおき、全国において店先から米がなくなり、米価が高騰したが、今後、生産コストに見合った米価を維持するためには、需要に応じた米の生産が必要である。

米は、食料安全保障の観点からも無くてはならない存在であるため、生産者が意欲をもって生産できるよう、需要に応じた作付参考値の検討や、更なる消費拡大を図るため、「栃木県民ごはんの日」などの周知徹底及び支援強化を図ること。

また、需要に応じた生産を着実に実行するため、転作作物との価格差を補填する仕組みやインセンティブ措置等の支援を国に働き掛けること。

(5) 小規模農業者等の生産意欲向上に向けた県支援施策の充実について

広大な農地があり農業県である本県の農業を支えているのは、大規模農業者だけでなく、家族営農や小規模農業者の方々もいて成り立っているため、その農業従事者に対し持続可能な農業ができる支援施策を講じること。

また、首都圏への出荷の多いスプラッシュなど、高品質ながら認知度が低い野菜・果樹・花きに対して県内外へのPR及び消費拡大に努めること。

(6) 農産物直売所支援について

地産地消を推進する上で大きな役割を担うのが「直売所」であり、また、生産者の顔が見えることや新鮮かつ安心安全な農産物を提供していること

から、県外から観光や帰省で本県を訪れる方にとっては目的の一つにもなっているといえる。

このようなことから、農業者の所得向上に繋がるとともに、県産農産物のPRができる場となっていること、さらには、来県者の再来訪にも大いに寄与していることから、直売所の安定した経営が行えるよう、施設の改修や機能強化等に係る支援及び直売所に対する情報提供等の支援を講じること。

(7) グリーン農業の推進について

令和5年3月に「とちぎグリーン農業推進方針」を策定し、生産段階、流通・消費段階、新品種・新技術の開発など、取組方策を示した。

目標達成に向け、農業者及び関係団体等への指導・支援を強化するとともに、本県産の環境に配慮した農産物のPR及び販路開拓への支援を講じるなど、生産から販売までを見据えたグリーン農業の推進に取り組むこと。

(8) 内水面漁業振興について

令和5年度における本県のアユ漁獲高は全国2位であり、地域経済の活性化や本県のPRに大いに貢献していることから、令和7年度で終了する見込みの「内水面漁業振興基金」に代わる漁協への支援を講じること。

また、内水面漁業の振興をより推進するためには、水産試験場の研究体制を強化することや、河川大型藻類に対する効果的な防除技術の開発、養魚場に対する物価高騰・高温対策に対する十分な支援、カワウ等に対する害鳥獣駆除など、適切かつ有効な施策展開を図り、「選ばれる河川」、「選ばれる特産品」の維持・発展に努めること。

7. 林業の振興及び環境対策の推進について

(1) 野生鳥獣被害対策について

昨年4月からクマが指定管理鳥獣に追加されたため、生息実態の継続的調査や被害対策の啓発、さらには情報発信の強化に取り組むこと。

また、全国においてクマの住宅地等での出没や人的被害が増加傾向にあり、国において、猟銃使用の規制緩和がされるといった鳥獣保護管理法改正の動きがある中、猟銃の発砲の判断や手続きなど、市町等との連携が必要となることから、事前に入念な調整等を行うこと。

さらに、特定外来生物キョンについては、隣接する茨城県内において目撃

情報等があることから、農業被害等の未然防止のためにも情報収集に努めること。

(2) 持続可能な社会の実現に向けた資源循環の取組について

リサイクルの更なる促進を図ることで、天然資源の消費を抑制することはもとより、地域経済の活性化等の効果も期待できることから焼却灰等を再利用したリサイクル製品の道路や河川等公共事業への利活用を促進すること。

また、高齢化に伴い大人用紙おむつの消費量が年々増加し、その処理や再資源化などが課題となる中、各種廃棄物の高度なリサイクルシステムの構築など資源循環の取組をこれまで以上に促進すること。

(3) 林業・木材産業の成長産業化について

国の経済対策に呼応した取組をはじめ、本県森林資源の循環利用を推進するため、皆伐・再造林やスマート林業、出口対策として建築物の木造・木質化への支援を継続するとともに、林業・木材産業の成長産業化への切れ目のない支援を講じること。

8. 教育行政の推進について

(1) いじめ・不登校への取組について

「栃木県不登校総合対策検討委員会」における検討結果等については、関係機関と情報を共有するとともに、連携を強化し、効果的な不登校対策に繋げること。

また、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、校内教育支援センター設置と支援員の配置を促進するとともに、スクールカウンセラーの配置を拡充するなど、児童生徒が相談しやすい校内体制の充実を図ること。

加えて、不登校児童生徒が、家庭や学校以外に安心して過ごせる場所に繋がることができ、学びから切り離されることがないようにフリースクール等との連携に努めること。

さらに、いじめの未然防止、早期発見に向けた取組が適切に行われるよう学校等への指導助言に努めること。

また、公教育を担う県立高校として、高校入試において不登校枠を設けるなど欠席日数等によって不利な扱いを受けることのないよう配慮すること。

(2) 外国人児童生徒の就学促進について

外国人児童生徒数の増加にともない、不就学にある児童生徒に対し、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障するため、外国人児童生徒の就学状況の把握とともに、就学促進に向け、母語がわかる日本語支援員の派遣等の指導体制の充実に努めること。

また、各学校におけるきめ細かな指導の実現に向け、内地留学等による教員の研修機会の充実に努めること。

加えて、外国人児童生徒教育拠点校に更なる加配措置を講ずるため、日本語指導担当教員の定数の算定基準の引き下げについて、引き続き国に要望をしていくこと。

(3) 県立高等学校の特色化・魅力化の推進について

「第三期県立高等学校再編計画」に基づき、未来共創型専門高校や中高一貫教育校、単位制高校、フレックス・ハイスクールなど、特色ある学校の設置に併せて、生徒一人ひとりの学ぶ意欲や目的意識を高め、個性や能力を伸ばすための教育活動により、各学校の特色化を進め、魅力ある高校づくりを着実に推進すること。

また、国際教育に対する関心の高まりを捉え、国際バカロレアに代表される新しい学びのスタイルの導入を検討すること。

加えて、本県で示している半導体・蓄電池産業などの新たな成長産業等の集積に関する方針等も考慮し、地域産業と連携した実践的な職業教育など、実社会との関わりを意識した教育活動を推進すること。

(4) 県立学校施設の環境整備について

県立学校施設においては築 30 年以上の建物が全体の 8 割を占めており、老朽化による故障リスクが高まっていることから、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、引き続き予防保全を推進し、安心安全な学習環境を確保するとともに、トイレの洋式化など学習環境の整備を進め、安定的な学校運営に努めること。

また、近年の猛暑による熱中症のリスクが年々高まる中、児童生徒や教職員の健康の保持増進を優先する観点から、空調設備が未設置の特別教室や教科準備室、体育館に対し、計画的に整備を行うこと。

(5) 教員の働き方改革について

教員の働き方改革や学校業務改善の取組として、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の人員配置のほか、書類作成や情報共有、採点・集計作業等に関する校務効率化に資する各種システムの導入を推進し、業務の効率化と質の向上を図ること。

また、更なる教員の働き方改革・業務効率化を図る上で、統合型校務支援システムの更新に当たっては、国の進める次世代校務D X環境への移行に向けた動向も見据え、市町教育委員会と連携し、県内で統一した校務支援システムの構築を推進すること。

(6) 部活動の地域移行について

「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を踏まえ、円滑な部活動の地域移行を実現するため、受け皿となる運営団体・実施主体の整備とともに、実証事業の拡充に向け、未実施の市町に対し、参考となる実証事業の成果や課題の共有と地域の実情に応じた相談体制の充実に努めること。

加えて、総括コーディネーターの派遣により、地域移行に係る助言・指導、情報提供を強化すること。

また、指導者の資格取得に関する助成と指導者バンクへの登録促進により、地域人材確保に向けた取組を推進すること。

(7) 国際社会におけるキャリア形成と国家観を育む教育の推進について

児童生徒のキャリア形成を育む教育活動の中に、日本文化の良さを知った上で、異文化に触れるなどの国際感覚を育む活動を取り入れることにより、世界の幅広い分野で活躍しようとする、グローバルな視点で自分の将来を思い描くことのできる教育を推進すること。また、交換留学制度等の活用により海外との交流を促進すること。

さらに、先の大戦から80年の年月が経とうとする国際社会の中で、本県の児童生徒が深く長い歴史や伝統・文化によって培われた日本人の価値観と確固たるアイデンティティを持って、世界を舞台に活躍でき平和を希求する日本人としての矜持と郷土への愛着が持てるよう、国が作成する教育資料集等の活用を促進すること。

(8) 戦争の悲惨さと平和の尊さの確実な次世代への継承について

ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮による弾道ミサイル発射などが繰り返され、また、本県の遺族連合会会員が減少・高齢化する中、今年は戦後80年の大きな節目の年になる。

この機会を捉え、多くの県内児童生徒や大学生などの合同慰霊祭等への参列・参画などを促し、戦争の悲惨さや先人たちの犠牲の礎の上に成り立っている今日の平和の尊さなど確実に次世代に継承すること。

(9) グローバル時代に対応する英語教育の強化など一貫した国際教育の推進について

生涯にわたり「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」の4技能を積極的に使えるような英語力を身に付けるために、授業において、相手の考えや意見を理解したり伝え合ったりするコミュニケーション活動を推進するとともに、一貫した英語学習プログラムを構築することで、児童生徒の英語力を総合的に育成する環境の創出を目指すこと。

また、国際教育の推進、異文化交流の分野における包括的な連携・協力に関する協定を、大学をはじめとした教育機関と締結するなどの取組により、英語科担当教員向けの内地留学の機会を充実するなど、教員の英語力の向上を図ること。

(10) GIGAスクール構想第2期について

一人一台端末を含め学校の基本的なICTインフラが整備されたGIGAスクール構想の第1期に続く、2028年度までのGIGAスクール構想第2期では端末の共同調達による更新や高速で安定したネットワーク環境の充実を図るとともに、児童生徒の主体的な学びの定着に向け、家庭でのICT活用の充実に努めること。

さらに、個別最適な学びや協働的な学びの実現及び探究的な学びの充実を目指し、児童生徒が自発的に学び、創造性を発揮できるよう、授業の質を高めるとともに、児童生徒一人ひとりの学習意欲を引き出すことができる教員のICT活用指導力の向上に向けた研修機会の創出に努めること。

(11) 教職員の総合的なメンタルヘルス対策について

教職員の精神疾患による病気休職者数が増加傾向にあることを踏まえ、予防的な取組として、セルフチェックの促進や、メンタルヘルスに関する講座や研修の充実確保に努めること。

加えて、早期発見と適切な対応が講じられるよう臨床心理士をはじめとした専門家による相談機会の充実等に努めること。

また、教職員が復職する際には、心身の回復状況に加え、授業を滞りなく行えるかなど復職プログラム実施中の状況を把握するとともに、復職後も、主治医や産業医の意見などを踏まえながら経過観察を実施する等、フォローアップの取組を推進すること。

(12) 寄宿舎指導員の知見を活かした生活に関する指導の充実とインクルーシブ教育の推進等について

幼児児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、特別支援学校の教育環境の整備に努めること。特に、児童生徒数の増加に伴う、一部の特別支援学校の狭隘化の解消や、重度・重複障害のある児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒への配慮に取り組むこと。

また、知的障害特別支援学校の寄宿舎の閉舎に当たり、これまでの寄宿舎生への生活に関する指導で得られた知見を、全ての児童生徒を対象に活用する方策を検討するとともに、生徒の卒業後の生活を見据え、生活訓練施設を活用した個に応じたカリキュラムの充実を図ること。

加えて、インクルーシブ教育の推進や地域共生社会の実現に向け、学齢期から障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解が深まるよう、共に学び合う機会の充実を図ること。

(13) 小学校における教科担任制の更なる推進について

文部科学省においては、小学5・6年生を対象とし、より専門性のある教員の専科指導による質の高い授業の提供と、教員が教材研究の時間を確保し、労働時間の長い教育現場での働き方改革を実現させるなどの狙いのもと、教科担任制の導入を推進している。

今後、小学3・4年生にも拡大する見込みであることから、本県においても教員定数の改善や採用の工夫などについて検討を進め、教員確保に努めるとともに、過疎地域や小規模校における教員の配置についても十分配慮すること。

加えて、一律的な方式ではなく、各学校の実情を踏まえ、柔軟な教科担任制が実施できるよう、教育課程の工夫改善について促進すること。

9. 警察行政等の推進について

(1) 防犯対策の強化推進について

①インターネット、SNSを利用した犯罪被害の防止対策の強化推進について

多くの県民が利用するSNSが犯行ツールとして使用されるSNS型投資・ロマンス詐欺は、手口が非常に巧妙で1件当たりの被害額が高額になる場合が多く被害者は金銭的な損失だけでなく個人情報流出のリスクにもさらされる事から広範囲な対策が急務である。

さらに、SNS上で仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして特殊詐欺のみならず強盗等の凶悪犯罪の実行者を募集して敢行される重大犯罪が脅威となっている。引き続き、若者等がアルバイト感覚で犯罪に加担する事がないよう各種対策を推進すること。

また、ランサムウェア被害やフィッシング等の手口によるインターネットバンキングに係る不正送金被害などの脅威は極めて深刻でありサイバー空間における安全の確保が急務である。サイバー犯罪の取締りを強化するとともに県民及び企業の被害防止のための各種対策を官民連携で推進すること。

②体感治安の向上について

地域社会の連帯意識の希薄化や独居高齢者の増加、繁華街歓楽街等のトラブル、来日外国人の犯罪などが県民の体感治安の低下に繋がっている。

そこでパトロールや地域警察活動の強化、官民一体となった繁華街歓楽街対策、外国人コミュニティに対する各種対策及び違法行為に対する厳正な取締り強化を推進して県民の体感治安の向上を更に進めること。

さらに、迅速で効率的な捜査や更なる治安向上に繋がるようAIなどの先端技術の導入を図ること。

(2) 交通安全対策の推進について

交通事故死者は歩行中と四輪車乗車中が高い割合を占めていることから、引き続き、通学路や住宅街などの区域で点検を実施し、必要に応じた信号機の新設、更新、廃止等を検討しながら、「ゾーン30」や「ゾーン30プラス」の整備、横断歩道のカラー化や手前のダイヤモンドの周知などの推進を図り、歩行者の安全確保や飲酒運転の根絶、悪質・危険な運転の防止に向けた交通安全教育、広報啓発、指導取締りの強化等、更なるハード、ソフト両面

での安全対策を徹底すること。

また、自転車利用者においては、昨年 11 月に改正道路交通法が施行されたことから、一般者はもとより、特に高校生に対して自転車乗車時のヘルメット着用を促進させ、正しい交通ルール等を広く周知し、安全利用を促進すること。また、保険の加入についても教育委員会とも協議して加入の促進に努めること。

さらに、最近利用者が増えつつある電動キックボード等の小型モビリティの適切利用を周知し、安全利用を推進すること。

加えて、近年、自動車専用道路等における逆走による重大事故が問題となっていることから、道路管理者と協議の上、逆走事故防止全般において対策を検討すること。

(3) 金属盗被害の防止について

近年、資材価格の高騰に伴い金属類の取引価額が上昇傾向にあることを背景に、本県においても売却を目的とした太陽光発電所のケーブルや神社の銅板屋根、橋名板、水道蛇などの金属盗被害が多発している。

県民の財産を守るため、犯行の手口等の情報提供や防犯意識の醸成に加え、盗品の換金を防ぐための対策が重要であることから、違法に入手した金属類を売却できないような仕組みづくりを早急に進めること。

(4) 老朽警察署庁舎の早急な整備推進について

警察署庁舎の多くは、老朽化に加え警察官の増員により狭隘化も顕著となっており、移転の方針が示されている宇都宮中央、大田原警察署以外でも下野、さくら、佐野、那珂川、矢板、真岡警察署の 6 庁舎は築 45 年以上が経過している現状にある。

警察署庁舎は、地域の安全・安心を守る警察活動の根幹であり、老朽化・狭隘化への対応は、「頼れる警察」の機能を確保する上で喫緊の課題であることから早急に整備を推進すること。